

大阪市告示第1196号

次の施設について、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年8月31日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
大阪市立浪速区民センター	令和9年4月26日（月）
	令和9年5月31日（月）
	令和9年6月28日（月）
	令和9年7月26日（月）
	令和9年8月30日（月）
	令和9年9月27日（月）

（浪速区役所市民協働課）